

事業者の皆さんへ
 新型コロナウイルス感染症
 に関する事業のお知らせ

黒潮町感染症対策消耗品購入補助金

事業者の皆さんが、事業所および店舗などの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のために要した経費のうち消耗品費の一部を補助する「黒潮町感染症対策消耗品購入補助金」の申請を受け付けています。

◆対象者

次の①から④すべてを満たす事業者

- ①令和3年4月1日時点において、町内で事業所などを運営する事業者

※農業、林業および漁業などの一次産業や公的要素が高い事業(銀行や郵便局、農協、漁協ほか)などは対象外

- ②給付金の受給後も当該事業を継続する意思があること。

- ③黒潮町暴力団排除条例に規定する暴力団員などに該当しないこと。

- ④町税などを滞納していないこと。

◆補助対象物品

- ①不織布マスク

- ②フェイスシールド
- ③ペーパータオル
- ④使い捨て手袋
- ⑤除菌シート
- ⑥消毒液

※令和3年10月1日以降に購入した物が対象となります。

◆補助金額

補助対象経費(税抜価格)の2/3以内(上限額…5万円)

黒潮町事業者経営サポート給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い影響を受けた事業者の皆さんを支援するために、運営する事業所または店舗で当該事業を行うために要した水道光熱費の一部を補助する「黒潮町事業者経営サポート給付金」の申請を受け付けています。

◆対象者

次の①から⑥のすべてを満たす個人事業者など

- ①町内に事業所または店舗を有する個人事業者または中小企業者

※農業、林業および漁業などの一次産業や建設・建築業、医療・福祉サービス、公的要素が高い事業(銀行や郵便局、農協、漁協ほか)などは対象外

- ②令和3年4月1日以前に起業し、当該事業を継続していること。

また、給付金の受給後も当該事業を継続する意思があること。

- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年5月から9月までの間で、月ごとの売上額が、令和元年または令和2年の同じ月の売上額と比較して、20パーセント以上減少していること。

- ④事業収入の額が、起業した時期に応じて定めた額以上であることおよび補助対象事業に係る売上額がその額の2分の1以上を占めていること。

- ⑤黒潮町暴力団排除条例に規定する暴力団員などに該当しないこと。

- ⑥町税などを滞納していないこと。

◆給付対象経費

令和3年5月から令和3年9月までの間で町内の事業所または店舗において、当該事業に要した水道料金、電気料金、ガス料金、燃料費※
 ※ボイラー、ストーブなどの燃料費に限りません。

◆給付金額

対象者条件の③に該当する月に要した給付対象経費の10/10(上限額…200万円)

※事業所または店舗が住居と共用で、経費の明確な区分ができない場合の給付率は1/2とします。

事業の詳細については、黒潮町のホームページにも掲載しています。

【黒潮町ホームページ
<https://www.town.kuroshio.lg.jp/>】

◆受付について

次の場所で直接申請を受け付けています。

佐賀支所 海洋森林課 商工係
 ☎ 5513115

本庁 産業推進室 産業推進係
 ☎ 4312113

◆申請書類の受付期限

令和4年1月31日(月)まで
 ○お問い合わせ
 佐賀支所 海洋森林課 商工係

☎ 5513115